

取組主体に対して事業実施前に周知すべき重要事項

(契約に当たっての条件)

【整備事業】

「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」(平成31年4月1日付け30食産第5395号、30生産第2220号、30政統第2193号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知)を準用して契約し、事業実施に当たるものとする。

【生産支援事業 農業機械等の導入】

(1) 取組主体は、取組主体事業計画書の取組目標の達成に向け、農業機械等の適正規模を算出したうえで導入したい農業機械等の仕様を定め、複数の農業機械等販売業者(原則として、3社以上の製造メーカーの同一規格の見積り)に物件取得見込額(概算)算定のための見積依頼を行うこと。

また、農業機械等にオプションを付属する場合は、その理由を明確にすること。

(2) 取組主体は、中古農業機械等を導入しようとする場合、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上の農業機械等を選定し、中古農業機械査定士等に評価を依頼し、価格の適正性等を確認すること。

(3) 取組主体は、売買、請負その他の契約をしようとする場合には、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(4) 取組主体は取得した見積書の中から、最低価格を選定し機械導入計画書の購入価格とすること。

(5) 取組主体は、助成金交付申請書の承認通知を受理後、導入する農業機械等の仕様により、一般競争入札又は相見積り等を実施し、最低価格を掲示した販売業者を選定のうえ、購入価格を算出すること。

(6) 取組主体は、助成金交付申請書の承認通知日以降に農業機械等販売業者を選定し、売買契約を締結すること。

(7) 売買契約の締結にあたっては、機械導入計画書に記載された取組主体、農業機械等(機種名、型式、台数(機械毎に明記すること))の内容と同一であること。

(8) 他の国の補助金(直接・間接問わず)で受け取った(又は受ける予定)補助対象費用は助成対象外であり、二重で助成を受けることにならないように留意すること。

(9) 導入する農業機械等の適正規模を算出するにあたっては、以下のとおり現有機の考え方に留意すること。

ア 耐用年数が経過し、老朽化した既存の農業機械等を処分する場合は、現有機は「無」とすることができる。

イ 耐用年数が経過し、老朽化した既存の農業機械等を故障等に備えて当該農業機械等の処分を行わないが、利用もしない場合は、現有機は「無」とすることができる。

ウ 耐用年数が経過し、老朽化した既存の農業機械等についても一定の利用をする場合は、現有は「有」とする。なお、この場合、耐用年数が経過した農業機械等であることから、機能低下等を考慮して、利用面積については実態に応じて算出すること。

エ 耐用年数が経過していない既存の農業機械等は、必ず、現有機は「有」とする。

- (10) 農業機械等を導入した後、機体のよく見えるところに、事業名を記載すること。
- (11) 導入する農業機械等は、県が助成金の支払を含め当該事業を毎年3月31日までに完了する必要があるため、毎年2月28日までに納品を完了すること。ただし、やむを得ない理由により、納品が遅れる場合にあつて、県が別に事前に認める場合は、納品を延期することができるものとする。

【生産支援事業 農業機械等のリース導入】

- (1) 取組主体は、取組主体事業計画書の取組目標の達成に向け、農業機械等の適正規模を算出したうえで導入したい農業機械等の仕様を定め、複数の農業機械等販売業者（原則として、3社以上の製造メーカーの同一規格の見積り）に物件取得見込額（概算）算定のための見積依頼を行うこと。
また、農業機械等にオプションを付属する場合は、その理由を明確にすること。
- (2) 取組主体は、中古農業機械等を導入しようとする場合、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上の農業機械等を選定し、中古農業機械査定士等に評価を依頼し、価格の適正等を確認すること。
- (3) 取組主体は、売買、請負その他の契約をしようとする場合には、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (4) 取組主体は取得した見積書の中から、最低価格を選定し機械リース計画書の物件取得見込額とすること。
- (5) 取組主体は、必要に応じて岐阜県からリース事業者の情報提供を受け、リース事業者を選定すること。リース事業者の手数料等は、取組主体の負担となるため、選定にあたっては留意すること。
- (6) 取組主体は、助成金交付申請書の承認通知を受理後、導入する農業機械等の仕様により、一般競争入札又は相見積り等を実施し、最低価格を掲示した販売業者を選定のうえ、物件価格、助成金額及びリース手数料を算出すること。
- (7) 取組主体とリース事業者は、助成金交付申請書の承認通知日以降、かつ、リース事業者が農業機械等販売業者を選定した後に、リース契約を締結すること。
- (8) リース契約の締結にあたっては、次に掲げる内容に合致するものに限ること。
 - ア 契約は、機械リース計画書に記載された取組主体、農業機械等（機種名、型式、台数（機械毎に明記すること））及びリース期間の内容と同一であること。
 - イ リース物件の賃貸に係る契約で、取組主体とリース事業者の2者間で締結するものであること。
 - ウ 契約時において、リース契約期間満了後の物件の取扱いについて決めておく必要はない。その取扱いについては、リース契約期間満了時に、取組主体とリース事業者の間で決めることとする。
 - エ 購入選択権付きリース契約及び無償・有償に関わらずリース期間満了後に譲渡することとしている契約は、助成対象外であること。
- (9) 他の国の補助金（直接・間接問わず）で受け取った（又は受ける予定）補助対象費用は助成対象外であり、二重で助成を受けることにならないように留意すること。
- (10) 導入する農業機械等の適正規模を算出するにあたっては、以下のとおり現有機の考え方

に留意すること。

ア 耐用年数が経過し、老朽化した既存の農業機械等を処分する場合は、現有機は「無」とすることができる。

イ 耐用年数が経過し、老朽化した既存の農業機械等を故障等に備えて当該農業機械等の処分を行わないが、利用もしない場合は、現有機は「無」とすることができる。

ウ 耐用年数が経過し、老朽化した既存の農業機械等についても一定の利用をする場合は、現有は「有」とする。なお、この場合、耐用年数が経過した農業機械等であることから、機能低下等を考慮して、利用面積については実態に応じて算出すること。

エ 耐用年数が経過していない既存の農業機械等は、必ず、現有機は「有」とする。

(11) 農業機械等を導入した後、機体のよく見えるところに、事業名を記載すること。

(12) 導入する農業機械等は、県が助成金の支払を含め当該事業を事業実施年度の3月31日までに完了する必要があるため、事業実施年度の2月28日までに納品を完了すること。ただし、やむを得ない理由により、納品が遅れる場合にあつて、県が別に事前に認める場合は、納品を延期することができるものとする。

【生産支援事業 資材導入等】

(1) 取組主体は、取組主体事業計画書の取組目標の達成に向け、能力算定をしたうえで導入したい資材等の仕様を定め、複数の農業資材等販売業者（原則として、3社以上の製造メーカーの同一規格の見積り）に物件取得見込額（概算）算定のための見積依頼を行うこと。

なお、特定の農業資材等の導入が必要な場合は、その理由を明確にすること。

(2) 取組主体は、売買、請負その他の契約をしようとする場合には、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(3) 取組主体は取得した見積書の中から、最低価格を選定し取組計画書兼助成金申請書の物件取得見込額とすること。

(4) 取組主体は、助成金交付申請書の承認通知を受理後、導入資材等の仕様により、一般競争入札又は相見積り等を実施し、最低価格を掲示した販売業者を選定のうえ、物件価格を算出すること。

(5) 対象となる費用については、パイプハウスのパイプ、被覆資材、苗等の資材費等であり、設置費用等は含まないこと。

(6) 被覆資材については、耐用年数があるものを対象とする。

肥料、農薬等毎年度必要となる資材は対象としないこと。

(7) 電源を必要とするものは、設備（機械）であり、農業機械等として対象とする。

(8) ハウス設置後、ハウス単位ごとに事業名を記載した銘板等を設置すること。

(9) 導入する資材は、県が助成金の支払を含め、当該事業を事業実施年度の3月31日までに完了する必要があるため、事業実施年度の2月28日までに納品を完了すること。ただし、やむを得ない理由により、納品が遅れる場合にあつて、県が別に事前に認める場合は、納品を延期することができるものとする。

(財産処分の制限)

- (1) 取組主体は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」第 22 条により、本事業により取得した財産等を県の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (2) 本事業により取得した財産等のうち、(1) の規定の対象となるものは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和 30 年政令第 255 号）第 13 条第 4 号の規定により、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上のものとする。
- (3) (1) の財産の処分を制限する期間は、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。
- (4) 本事業に係る助成金の交付を受けた者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、岐阜県知事の承認を受けなければならない。
- (5) (4) に規定する手続は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）により行うこととし、東海農政局長又は基金管理団体の承認を受けた上で行うものとする。
- (6) 岐阜県知事又は市町村長自らが、本事業により取得した(2) の財産等を処分しようとする時は、東海農政局長又は基金管理団体の承認を受けなければならない。

(助成金の返納)

本事業に係る助成金の交付を受けた取組主体は、以下の事案が判明した場合は、助成金を返還しなければならない。

- (1) 当該助成金を受けた後に交付要件を満たさないことが判明した場合
- (2) 悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合
- (3) 導入した施設、機械、資材等の全部もしくは一部を転売して利益を得たことが判明した場合
- (4) 導入した施設、機械、資材等を県の承認を受けることなく、処分制限期間内に、処分したことが判明した場合
- (5) 導入した施設、機械、資材等を処分制限期間内に目的外使用したことが判明した場合
- (6) リース契約を途中で解約又は解約したことが判明した場合
- (7) 販売業者等からバックマージンを得ていたことが判明した場合
- (8) 取組主体事業計画書の内容と合致しないことが判明した場合
- (9) 導入した施設、機械、資材等の取得価格から、下取り価格又は処分益を控除していないことが判明した場合
- (10) その他、実施要綱、実施要領及び岐阜県事業実施方針等に定められた要件を満たさないことが判明した場合

(助成金の仕入れに係る消費税等相当額の返納)

助成金交付請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により本事業

に要する経費に対する当該助成金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額について速やかに報告するとともに、返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(財産の管理等)

- (1) 取組主体は、本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用をしなければならない。
- (2) 取得財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を国に納付させることがある。

(取組主体事業計画の評価)

- (1) 取組主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、翌年度の6月30日までに、取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、取組主体事業実施状況報告等を作成し、協議会長等に提出する。
- (2) 取組主体は、協議会長等が実施する取組主体事業実施状況報告等の内容の点検評価に協力し、指導に従うこととする。
- (3) 取組目標の全部又は一部が達成していない場合は、必要な改善措置を講じ、当該取組目標が達成されるまでの間、改善状況を報告することとする。